

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、市町村を対象に、その事務に係る取組方法等を指針として示したもの。

<構成と主な内容>

第Ⅰ部 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

第1 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めること。

第2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 要配慮者の把握

関係部局等が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握すること。



(2) 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成すること。
(要件からもれた者も、自ら名簿への掲載を求めることができること)

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。



(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- 市町村担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接働きかけることにより、平常時から、名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行うこと。
- 情報管理を図るよう必要な措置を講じること。(当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する、施錠可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しない、研修会の開催等)

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

(1) 避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行うこと。

(聴覚障害者用情報受信装置、受信メールを読み上げる携帯電話等)



(2) 避難行動要支援者の避難支援

- ・ 平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこと。
- ・ 避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意すること。
- ・ 平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めること。



(3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

- ・ 安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること。
- ・ 安否確認を外部（民間企業、福祉事業者）に委託するときには、災害発生前に協定を結んでおくこと。



(4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、避難場所から避難所への運送を行うこと。

第Ⅱ部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

第4 個別計画の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーター（民生委員等）が中心となって、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定すること。

第5 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して、

- ・ 高齢者や障害者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災関係者に対する地域の防災力を高めるための研修を行うこと
 - ・ 民間団体等（民間企業、ボランティア団体等）との連携を図るとともに、防災訓練により、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検すること
- などを適切に取り組むこと